# 別紙1

# 申請者が行う維持管理

区分	内 容
建物本体	屋根、壁、階段及び廊下等の建物の構造上主要な部分の修繕
建物本体の仕上	(1)仕上げの破損、欠損及びクラックの修繕、外部及び鉄部の塗装等
げ	(2)外壁等の清掃(ただし、入居者が行う部分は除く。)
	(3)雨漏り修繕
屋根	防水、ルーフドレンの修繕
住戸専用部分	(1)内壁等のクロスの張替え、塗替え及び穴あき等の修理
	(2)畳の修理及び取替え(入居中の表替えを除く)
	(3)付属家具の下足箱、棚、物入れ等の修理
	(4)網戸の張替え(入居中の張替えを除く)
	(5)木製、鋼及びアルミ製の建具(ガラス戸、ふすま、障子、サッシ、
	ドア、網戸等をいう。)、枠その他付属金物(ちょうつがい、引手、戸
	車、レール、錠、ドアチェーン等をいう。)の修理及び取替え
	(6)ユニットバス、浴槽、給湯器(本体及び主要部、付属部)、流し台、
	レンジフード、ダクト用換気扇、便器、ロータンク及び洗面器の修理
	及び取替え
	(7)給水栓及び混合栓の修理及び取替え
	(8)台所流し、洗面器、浴室、便所及び洗濯機用の排水管等の詰まりの
	除去
	(9)衛生設備の付属部品(便座、ペーパーホルダー、タンク用内部金具、
	手洗管等をいう。)の修理及び取替え
	(10)ガスカランの修理及び取替え
	(11)照明器具(入居者が設置したものを除く。電球の交換は含まな
	い)、点滅器(軽微なものを除く)、コンセント、TV接続端子等の修理
	及び取替え
	(12)換気ガラリの修理及び取替え
	(13)緊急通報システム、火災報知機、ガス漏れ警報装置等の設備機器
	の修繕(ただし、入居者が設置したものを除く。)
給排水管等	給排水管及びガス配管の破損修繕
外部設備	給水施設、消防設備(消火器を含む。)、昇降機、テレビ共聴設備及び
	電気設備等の設備機器の修繕

法定点検	昇降機、浄化槽、給水施設及び消防設備等の法定点検類(受水槽の清
	掃、ポンプ類の保守点検、昇降機の月例点検等を含む。)及び維持管理
共用部分	(1)階段、廊下、エレベーターホール、玄関ホール等の共用部分の床・
	壁(クロスを含む。)・天井・共用灯等の修繕
	(2)避難設備の修繕
	(3)自転車置き場の修繕
	(4)敷地内通路及び階段等の修繕
	(5)門扉及びフェンス等の塗装及び破損修繕
	(6)石垣及び土留め等の破損修繕
	(7)敷地内の雨水管、汚水管等の配管類及び枡等の修繕
	(8)玄関ホールのドアの修繕
	(9)高木の剪定、害虫駆除等
	(10)共用部分の電球の取替え、清掃
	(11)共用排水管の定期清掃
	(12)敷地内の除草及び清掃、共用廊下及び共用階段等の清掃
	(13)植栽、芝生、プレイロット及び砂場等の手入れ
天変地異	地震又は風水害等による建物の破損修繕
その他	経年劣化に起因する修繕と住宅の良好な維持管理に必要な施設整備

# 別紙2

# 入居者が行う維持管理

区分	内 容
住宅専用部分	(1)畳の表替え、ふすま・網戸の張替え、各戸内の給水栓、点滅器等
	の取替えその他の軽微な修繕に要する費用(原則、入居中の修繕に
	限る。)
	(2)「別紙1 申請者が行う維持管理」の住戸専用部分に該当しない
	消耗部品、付属物等の修理及び取替え(原則、入居中の修繕に限る。)
	(3) その他入居者の責めに帰すべき事由による場合の故障又は破損
	の修繕
共用部分等	(1)入居者が共同で使用する部分の光熱水費の支払い(共益費)
	(2)その他入居者の責めに帰すべき事由による場合の故障又は破損
	の修繕

## 別紙3

## 八潮市が行う維持管理

区分	内 容
管理業務	(1)入居者の募集及び選定
	(広報による周知活動、入居者の募集)
	(2)家賃の収納及び精算
	(家賃の収納整理、未収納の督促・収納)
	(3)入居者の入退去手続
	(入居決定通知、住宅明渡し届の受付、退去立会い点検)
	(4) その他
	(巡回点検、入居者との連絡通知等)
その他	入退去に伴う修繕

※別紙1~3の負担区分により区別できない場合や、申請者自身が設定している負担区分と別紙1~3の負担区分が異なる場合については、申請者と市が協議するものとします。